

# KNC NETWORK NEWS

2014年2月7日 発行

**気になる記事:**マケナルト窮地あえぐ、前期上場来初の営業赤字-1月上高 38%減-

2014年12月期の連結営業損益は67億円の赤字(前の期は115億円の黒字)だった。「使用期限切れ鶏肉」の問題を受け、客離れが加速。売り上げの落ち込みが響いて、01年の上場来初の営業赤字となった。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

**経営一言:**「志を立てて以て万事の源と為す」

(土規七則・吉田 松陰先生)

一 所長コメント: 行動は“志”あつてのもの。全ては“志”を立てるところから始まる。目的・目標を定め、方向が決まれば、次は実行あるのみ。信念を持つこと。一

## 特例有限会社(有限会社)は休眠会社の整理の対象となるのでしょうか? 《経営》

整理の対象からは、除かれます。

そもそも、休眠会社とは、最終登記から12年を経過している株式会社を指します。

今回、法務省は、平成26年11月17日時点で休眠会社に該当した場合に、整理作業の対象としました。特例有限会社とは、会社法施行前の有限会社が有限会社法の廃止に伴い経過的に移行したもので、法律上は、株式会社であるものの旧有限会社法の規定が多く特例的に認められております。(特例的な取扱い、取締役の任期が無期限、決算公告の不要等があります。)特例的メリットの1つである、取締役の任期が無期限であることにより、長期間登記がなされなくとも実態が無いとはいきれないこととなり、整理対象から除外されているようです。

ちなみに、整理作業の対象となった休眠会社は、2ヶ月以内に一定の届出を行わない限り、みなし解散登記が行われることとなりました。ただし、このみなし解散登記が行われた場合でも3年以内であれば、一定の手続きにより会社を継続することができます。

## やらないことを決める 《経営》

「選択と集中」という言葉があります。事業分野を絞り込み、そこに資源を集中させる戦略です。この選択には2つあります。やるべきことを決める方法と、やらないことを決める方法です。どちらが厳格かと言えば、後者でしょう。やるべきことを決めるのは、優先順位を決めることであり、することとしないことの線引きは明確ではありません。一方、やらないことを決めるのは、その領域には決して進入しないという強い意思表示です。

経営学の泰斗、マイケル・ポーターは「戦略とは競走上必要なトレードオフを行うことである。戦略の本質とは、何をやらないかという選択である」(『競争戦略論1』)と喝破しています。実際、やらないことを決めて成長した企業は多くあります。子供・ベビー服店の最大手、西松屋チェーンは、「凝ったデザインの洋服は売らない」「過剰なサービスは一切しない」などの方針を社内で共有し、独自の店づくりを実現しました。

やらないことを決めるのは事業分野に限った話ではありません。経営者の仕事、組織管理の方法など、経営の様々な側面でやらないことを決めれば、進むべき方向がくっきりと見えてくるはずで

## 売掛金の貸し倒れ 《税務》

債務者に対する売掛債権は、一定の条件に該当すれば、その売掛債権に額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理できます。

例えば、継続的に取引をしていた債務者が、資産状況、支払能力などを悪化させたため、その債務者との取引を停止した場合です。取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したときであれば損金処理できます。

また、同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払いを督促しても弁済がない場合も同様です。このほか、法人の金銭債権で一定の金額は、貸倒損失として損金の額に算入できます。すなわち、会社更生法、金融機関などの更正手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定で切り捨てられる金額は算入可能。

また、法令の規定による整理手続きとは異なる債権者集会の協議決定、行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準で切り捨てられる金額も同様。

さらに、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債務の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額も損金算入できます。

そして、債務者の資産状況、支払能力などからその全額が回収できないことが明らかになった場合も同じです。

ただし、担保物があるときは、担保物を処分した後でなければ損金経理できません。なお、保証債務は、現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

## 簡易課税制度みなし仕入率の見直し 《税務》

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四業種のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を50%(現行60%)とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を40%(現行50%)とすることとされました。

なお、改正に係る経過措置として平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届書」提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。